

地域準則の概況及び詳細比較

1. 地域準則を導入した地方自治体

都・県	公布日	施行日	市	公布日	施行日
神奈川県	平成12年10月17日	平成13年4月1日	北九州市	平成11年6月14日	平成11年6月14日
三重県	平成14年12月26日	平成15年1月15日	横浜市	平成12年2月25日	平成12年4月1日
広島県	平成17年3月18日	平成17年4月1日	川崎市	平成12年10月2日	平成12年11月1日
山口県	平成17年3月18日	平成17年4月1日			
東京都	平成17年3月31日	平成17年4月1日			

2. 改正前(平成16年3月以前)に地域準則を導入した地方自治体とその具体的内容

地域準則基準	用途地域	国の一律基準(緑地20%、環境25%)より引き上げ					国の一律基準(緑地20%、環境25%)より引き下げ				
		神奈川	横浜	川崎	三重	北九州	神奈川	横浜	川崎	三重	北九州
第1種 緑地25%以上 環境30%以上	住居系及び商業系等					1					
	準工業地域										
第2種 緑地15%以上 環境20%以上	工業地域								2	1	
	工業専用地域								2	1	

注) : 地域準則を導入できる区域。

印地域 : 用途地域で指定し、地域準則の基準を適用。 無印地域 : 地域準則を導入していないため、国の一律基準を適用。

- 1 基本的に用途地域を念頭にしているものの、住所(区町丁目)等を用いて具体的地域を指定している。
- 2 用途地域に沿って指定しているものの、地域内の既存工場だけを対象にして、リニューアル等に対応している。

3. 改正後（平成16年3月以降）に地域準則を導入した地方自治体とその具体的内容

地域準則基準	用途地域	国の一律基準(緑地 20%、環境 25%)より引き上げ			国の一律基準(緑地 20%、環境 25%)より引き下げ		
		東京都	広島県	山口県	東京都	広島県	山口県
第1種 緑地 30%以上 環境 35%以上	住居系及び商業系等						
第2種 緑地 15%以上 環境 20%以上	準工業地域						
第3種(ケ-1) 緑地 15%以上 環境 20%以上	工業地域						
	工業専用地域						
第3種(ケ-2) 緑地 10%以上 環境 15%以上	工業地域						
	工業専用地域						

注)  : 地域準則を導入できる区域。

印地域 : 用途地域で指定し、地域準則の基準を適用。**無印地域** : 地域準則を導入していないため、国の一律基準を適用。

既に制定している神奈川県、三重県、川崎市、横浜市、北九州市については、現行条例のまま。

4. 各地域準則の詳細比較

		神奈川県	横浜市	川崎市	三重県	北九州市	広島県	山口県	東京都
1. 条例制定の背景		京浜工業地帯の産業の空洞化 工業等制限法の見直し	同左	同左	四日市臨海部工業地帯の再生	既存工場が多く、施設の老朽化が進行	既存工場における設備の更新及び緑地の導入を促進するため	国の見直しを受けて、県における基準の見直しの必要性の有無を検討	ものづくり振興施策の一環として、大規模工場の流失防止、建替え促進等の観点から
2. 条例名称 制定・施行時期		工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例 公布 平成12年10月17日 施行 平成13年4月1日	横浜市工場立地法地域準則条例 平成12年2月25日 平成12年4月1日	川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例 平成12年10月2日 平成12年11月1日	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成14年12月26日 平成15年1月15日	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく地域準則を定める条例 平成11年6月14日 平成11年6月14日	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成17年3月18日 平成17年4月1日	工場立地法の規定に基づく地域準則を定める条例 平成17年3月18日 平成17年4月1日	東京都工場立地法地域準則条例 平成17年3月31日 平成17年4月1日
全 特 定 工 場	条例施行前の調査時期	H13.3	H10.4	H10.10.31	H14.3.31	H11.6	H17.3.31	H17.2	H17.3.31
	条例施行前の緑地面積率	16.7	11.3	9.9	19.0	12.5	15.4	16.3	12.7
	現在の緑地面積率	16.6	11.7	10.4	17.9	12.8	16.1	16.2	12.8
(上記の 既存 工場 内 数)	条例施行前の調査時期	H13.3	H10.4	H10.10.31	H14.3.31	H11.6	H17.3.31	H17.2	H17.3.31
	条例施行前の緑地面積率	14.7	10.6	9.4	14.0	11.4	11.3	13.5	11.5
	現在の緑地面積率	14.6	11.2	9.8	13.9	11.5	12.5	13.4	11.6